

## 公営と民営の違いは？

現在の運営主体は「厚真町」ですが、民営化後は「社会福祉法人」や「学校法人」などが運営主体になります。認定こども園の教育・保育内容や職員配置、施設環境に関することは国が定めた基準に基づいて実施されるため、基本となる部分は公営も民営も変わりません。



## 民営化のメリットは？

民間法人の先進的な取り組みやノウハウを生かした教育・保育を行うことにより、町が目指す「子どもが自ら育つ力を伸ばす」保育の推進や独自サービスの提供が期待できます。保育サービスの向上や保護者ニーズへの対応に関する柔軟性や迅速性は民間運営のメリットと言えます。



民営化によって  
変わること・変わらないこと



### 運営主体 **変わります**

運営主体は厚真町から民間法人に移管しますが、事前に締結する協定に基づいて十分な引継期間を設定し、移管後も定期的に指導・監督を行っていきます。

### 保育士等の職員 **変わります**

町職員である保育士等から民間法人職員の保育士等になりますが、園児への影響を考慮し、十分な「引継期間」を設定します。この期間に、町と民間法人の保育士による「共同保育」を行い、園児の健康・発育などの記録を基に生活の様子などを把握するとともに、園児・保護者との信頼関係を構築していきます。

### 保育料 **変わりません**

保育料は条例等に基づいて町が決定していますので、民営化によって高くなることはありません。

### 教育・保育内容 **充実します**

民営化後も、これまでに地域や保護者の皆様と築き上げてきた教育・保育や園の行事等は基本的に継承しながら、民間のノウハウや資源を活用することで、保育サービスを充実させることができます。

### 施設 **変わりません**

園舎や園庭は現状のまま活用する予定です。ただし、民間法人によって、特色ある教育・保育を実施するための施設整備など、より充実する可能性があります。

### 厚南子育て支援センター 上厚真放課後児童クラブ **変わりません**

同一施設内で町が運営している厚南子育て支援センターと上厚真放課後児童クラブは、引き続き町の事業として運営します。

# 宮の森こども園 民営化基本方針



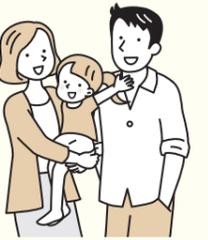
町では、さらなる保育・教育サービスの充実を図るため、宮の森こども園を民設民営の「公私連携保育所型認定こども園」へ移行する準備を進めています。

住民課 子育て支援グループ ☎26-7872

## なぜ、民営化するの？

宮の森こども園がある上厚真地区は、これまで30戸の子育て支援住宅が建設されるなど、町外から多くの家族形成期の世帯が移住しています。宮の森こども園を民営化することで、さらなる地域の子育て支援の充実を目指します。

また、民間法人のノウハウや効果的で柔軟な取り組みなどの良い面を、宮の森こども園だけでなく厚真地区の公立認定こども園つみきにも波及させ、町全体の教育・保育サービスの向上につなげていきます。



## 民営化までのスケジュール

### 令和4年度 **公営**

- 宮の森こども園民営化基本方針の決定  
民間移管の取組を進めるにあたって町の方針を決定します。
- 厚真町公私連携保育法人の指定に関する要綱の策定  
民間法人の選定及び指定に関して必要な事項を定めます。
- 民間法人の選定  
民間法人の選定にあたっては、公平性・透明性・専門性を担保するため「選定委員会」を開催し、選定委員会の審査結果を踏まえ、民間法人を選定します。
- 協定の締結・公私連携保育法人の指定  
選定された民間法人と協定を締結し、「公私連携保育法人」として指定します。

### 令和5年度 **共同保育期間**

- 引き継ぎ・共同保育の実施  
これまで宮の森こども園が培ってきた教育・保育内容や、行事、安全対策、地域との関係など施設運営全般、園児の生活の様子などを、町と民間法人の共同保育により1年間かけて引き継ぎを行います。
- 三者協議会（仮称）の設置  
円滑に民間移管が行われるよう、民間法人が決定次第、保護者代表・厚真町・民間法人で構成する協議会を設置し、合意形成を図ります。

### 令和6年 4月1日 **民営**

### 公私連携保育所型認定こども園

民設民営ですが、民間法人と町が協定を締結することで、民営化後の保育内容に関して町が関与しつつも、民間活力を最大限活用することができる運営形態であり、新しい法律上の制度です。